

件名： 第2回食品トレーサビリティシステム第三者認証検討委員会
日時： 平成18年9月25日（月）13:30～15:30
場所： 東京国際フォーラム G504 会議室

1. 開会
2. 出席者紹介（略）
3. 審議

（1）要求事項とその解説書の修正と決定

◆ISO/DIS 22005 の検討状況と「要求事項」（案）への反映について

事務局：（資料5を説明）

委員J：委員会としての対応方針について異議はあるか。

一同：異議なし。

*決定事項

ISO/DIS22005 の検討状況に対する本委員会としての対応方針は承認された。

◆要求事項とその解説書の修正

事務局：（資料1と資料3を使い、修正・加筆箇所を説明）

委員A：資料1のp2、0-3の最後のパラグラフにおいて主語がない。

委員B：認証をしようとする人たちが主語にあたる。

委員A：3の見出しが「設計と実現」に直したが、3-4は「実施」であり、違和感がある。

委員B：「実現」はISO22000等のrealizationの訳語である。設計にあたることとそれの実施と維持を含んでいるようだ。

委員C：検査では「実施する」という言葉を使い慣れているが、見出しは「実現」でよい。

委員A：3-2の「『トレーサビリティ』に関する公表を・・・」という文で、「トレーサビリティ」に関する公表とは何を意味するのか。文章として非常に分かりにくい。

事務局：「トレーサビリティをやっていますよ」ということを商品に表示したり、あるいはパンフレット等にかいたり、取引先に説明したりすることを意味する。よりわかりやすい文章に改めることにする。

委員A：3-2には「チェーン」という言葉があるが、「フードチェーン」の方がわかりやすい。

委員D：22005では「飼料および食品チェーン」という言葉を使っているが、この要件は、飼料は含まないのか。もし含まないのだったら、表題もはっきりと「食品トレーサビリティシステムの要件」と書くべき。

委員J：「トレーサビリティ」には「食品」を付け、チェーンは「フードチェーン」にする。

委員 A：0-4 用語の定義では「食品のトレーサビリティ」とあるが、他は「食品トレーサビリティ」とあり、「の」は入っていない。定義も「の」を除いた方が良いのではないか。
事務局：「手引き」の方で「食品のトレーサビリティ」と定義されている。それに合わせるならば、「食品のトレーサビリティ」と統一したほうがよい。

システムが後に続く時は、「食品トレーサビリティシステム」、システムが見つからない場合は「食品のトレーサビリティ」とする、で良いか。

*** 主な修正事項**

- ・ 0-3 の最後の段落：「また、・・・されつつあるが、この・・・」
→ 「また、・・・されつつある。この自治体等が・・・」
- ・ 3-2 の最後の段落を、より適切な表現に改める。
- ・ 全体の用語の統一：「チェーン」→「フードチェーン」
「トレーサビリティシステム」→「食品トレーサビリティシステム」
「トレーサビリティ」→「食品のトレーサビリティ」

◆ 「要求事項」のタイトル

委員 E：タイトルを「要求事項」から「要件」にする違いは何か。

農水省：ISO にあまり詳しくない方の場合、「要求事項」という言葉はピンとこない。「要件」の方が意味が通るとの考えで提案した。

委員 B：一般の方には、要件の方がわかりやすいと思う。ただ、はっきりさせるために、冒頭、要件の説明の中で、“(requirement)” と入れればよい。

委員 F：ISO22005 とこの「要件」の関係を明確にしたほうがよい。

事務局：では ISO/DIS 22005 の要求事項を満たす形で検討された」という内容を入れる。

*** 決定事項**

- ・ タイトルを「要求事項」から「要件」に変更することは承認された。
- ・ 0-1 の最後に、要件とは requirement のことであり、ISO22005 の要求事項を満たす形で検討された、という内容の文章を入れる。

(2) 「トレーサビリティ」表示の考え方

農水省：(資料 6 「トレーサビリティ」表示について (案) を説明)

◆ 「2 認証機関の要件等」について

委員 C：有機 JAS や生産情報公表 JAS の認証機関に関しては、農水省では ISO ガイド 65 の基準への適合を求めている。なぜこの案には ISO ガイド 65 が出てこないのか。

事務局：システムに対する認証か、製品に対する認証かによって、それぞれガイド 62、ガイド 65 が適切という議論があった。

農水省：有機 JAS (として認証され販売されるもの) であれば、ある程度トレーサビリティは確保されているということかもしれない。「またはガイド 65」と入れる方法もある。

委員 D：確か前の論議では、「(トレーサビリティシステムについては) システム認証しか出来ない、製品認証は難しい」という流れだった。製品認証であれば ISO ガイド 65

を取らなければまずいけれども、システム認証であれば必ずしも ISO ガイド 65 は必要
ないのではないかと。

委員 C：「ISO ガイド 62 または 65」にすれば良いのではないかと。検討していただきたい。

***決定事項**

・認定機関の専門家や農水省と確認し、ISO ガイド 65 を加えるか、再度提案する。

◆この文書の位置づけ・目的

委員 E：『「トレーサビリティ」表示について』は「要件」の付属資料になるのか。

事務局：委員会名義の文書として公表したい。委員会の見解として、別途文書を出す。

委員 E：では、あくまで第三者認証を取った時の「トレーサビリティ」の表示についての考
え方ということか。

事務局：前半はそうだが、3（認証マーク以外の表示）や4（パンフレット・web 等での
「トレーサビリティ」の公表）は認証を取った場合に限らずに言及している。

委員 G：システム認証か、製品認証かの議論がまだ成熟していない段階で、この委員会で
このような見解を出すのは問題が残る。慎重に検討するべき。

委員 C：「2 認証機関の要件等」は、別の会議でやらなければならないものであり、これだ
けで済むような文書内容ではない。

委員 D：前回、「地方公共団体でかなりトレーサビリティまたはそれに類似する認証が進ん
でいる。ついには何らかの指針を示しておいた方がよい。検討が必要だ」という話
が出ただけであって、これを委員会名で出すことまでは決まっていなかった。

委員 B：今日初めて出された提案なので、やはり皆さんはもっとしっかり吟味したいと思う。
もう 1 度議論の場をつくり、そこでまとめれば委員会名での公表も考えられる。

委員 H：既にプライベートで認証しているところや自治体でやっているところもある。（こ
の委員会で）表示の問題も、認証機関の要件等も議論した方がよい。

委員 J：表示が闇雲に使われてはいけない。認証を受けたときの表示の仕方を決めておこう、
ということだ。表示の問題を詰めて付属資料なりにし、公表することは必要だ。

◆文書の修正方針の検討

委員 E：第三者認証の場合と、自己評価の場合とを分けなくて良いのか。第三者認証の時し
か表示を認めない、というやり方もある。一番わかりやすいのは、認証のマークを
決めて、認証を受けたところだけそれを付けること。

農水省：認証を受けてもマークは付けないという場合もある。仮に統一のマークを決めて
も制約的なものがないと難しい。

委員 I：この案では、第三者認証を受けないと「トレーサビリティ」表示を使えない、とは
なっていない。ただトレーサビリティと表示したり、うたったりする際に満たすべ
き条件を示すもの、と認識している。

委員 B：表示の禁止は、法律で定められない限りできない。むしろ、表示はされるであろうから、
その時に望ましい表示のあり方をガイダンスする必要がある。

委員 C：生産情報公表 JAS では、JAS マークのほかにも色々な情報を入れなければならない

大変だ。だから私たちが新たにマークを作っても、生産者には迷惑である。それよりも「トレーサビリティの認証を受けました。取得しました」という言葉を使う場合には、認証機関によって認証を受けなければならないという形にした方が良い。

委員 H：基本的には、自己評価・自己宣言という考え方にたつて、「(食品トレーサビリティシステムの)要件」ができた。その上で、信用を得るために第三者認証を受ける場合はこういう条件があると良いですよ、ということを書いてはどうか。

委員 D：マークを統一にする話は、横に置いておかないと論議が進まない。既に取り組んでいる事例があるのだから、新たにマークの統一を図るのはおかしい。

まず、この「要件」を踏まえて、トレーサビリティを構築した場合に、構築した事業者がそれを自己宣言であれ第三者認証であれ何らかの形で公表したいと思った時に、則るべき考え方を示すべき。次に第三者が認証を機関として、組織としてやる場合の留意点を示すべき。

委員 J：既にマークを使っているところにはオーソライズを期待している。

委員 E：今回検討した要件に合致している場合の表示の条件を述べるのか、もっと広く、トレーサビリティが表示をする時の条件を述べるのか。

委員 B：表示については、優良誤認を防ぐという意味で、中身をきちんとされることが大事だから、この文書の中に、「要件」を満たしましょう、ということを入れてほしい。

この要件をつくる議論を始める時には、既に動いているところにはさらに良くしてもらうために、一から作り直さなくても、この要件に沿ってチェックしてもらい、足りないところを確認してもらえば要件は整うのではないか、ということだった。

委員 E：その方が良いが、そこまで権限があるのか。

委員 B・委員 C：あくまでガイドラインだ。

委員 B：実際仕組みが出来たら、事業者は様々な形で表示をしたいと思うだろう。その意味でガイドラインがあった方が良い。

事務局：いただいた意見をもとに、我々と農水省とで検討し、再度提案する。

◆「要件」との関係

委員 D：「表示について(案)」を「要件」とセットにするのか。あるいは別物にするのか。

委員 B：セットで運用してもらうのが良い。表示だけ考えたいなら、表示のガイドラインが単独で活かせば良い。この文書に要件を実行することを入れていただいた方が良い。

委員 J：「表示について」は、もう一度提案を作り直していただき、次回に検討する。出来たら今年度中に結論付けて、「要件」の付属資料とする。

「要件」と解説については認めたので、公表していただく。

*決定事項

- ・「トレーサビリティ」表示について(案)は、作成し直し、次回委員会で検討する。
- ・今年度中に委員会を開催する。詳細は、後日調整する。
- ・「食品トレーサビリティシステムの要件」とその解説の内容は承認されたので、事務局で精査し、最終案を委員にメールにてはかり、公開する。

4. 閉会

以上